

第 7 章 騒音・振動

騒音規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場等に係る規制基準

時間 区域	昼間（午前 8 時～午後 7 時）	朝（午前 6 時～午前 8 時） 夕（午後 7 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～午前 6 時）
第一種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

騒音に係る環境基準

一般環境の騒音基準

地域の類型	昼間（午前 6 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～午前 6 時）
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 備考 1. A Aを当てはめる地域は療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
2. Aを当てはめる地域は、専ら住宅の用に供される地域とする。
3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域

地域の区分	昼間（午前 6 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～午前 6 時）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線道路に近接する特例基準	昼間（午前 6 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～午前 6 時）
	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	備考
I	70 デシベル以下	午前 6 時から午後 12 時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。
II	75 デシベル以下	

注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

騒音規制法に基づく自動車騒音に係る騒音の要請限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
a 区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考 1 a 区域：環境基準類型指定の「AA又はA地域」
b 区域： " 「B地域」
c 区域： " 「C地域」

2 騒音測定は、道路の敷地境界にて行う。

騒音規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

規制種別\区域	1 号 区 域	2 号 区 域
騒 音 基 準	85 デシベル	
作 業 時 刻	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで
1日当りの作業時間	10時間／日を超えない	14時間／日を超えない
作 業 の 期 間	連続して6日を超えないこと	
休 業 日	日曜日、その他の休日（祝祭日）	

振動規制法に基づく特定工場等（工場、事業場）に係る規制基準

時間 区域	昼間（午前8時～午後7時）	夜間（午後7時～午前8時）
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル

振動規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

規制種別\区域	1 号 区 域	2 号 区 域
振 動 の 基 準	75 デシベル	
作 業 時 刻	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで
1日当たりの作業時間	10時間／日を超えない	14時間／日を超えない
作 業 の 期 間	連続して6日を超えないこと	
休 業 日	日曜日、その他の休日（祝祭日）	

1. 特定工場等騒音調査

(1) 調査内容

工場・事業場名	測定年月日	測定時間	調査地点数
日本製紙(株)八代工場	平成 24 年 2 月 28 日	00 : 23 ～ 01 : 34	10
(株)興人八代工場	平成 24 年 2 月 28 日	01 : 50 ～ 02 : 21	10
メルシャン(株)八代工場	平成 24 年 2 月 27 日	22 : 29 ～ 24 : 00	10
コバシ(株)九州事業部	平成 24 年 2 月 27 日	22 : 42 ～ 23 : 17	10

(2) 調査方法等

① 測定値

各特定工場の敷地境界 10 地点において 0.2 秒毎の瞬時値を 100 個以上サンプリングし、測定値については定常音であるため、その最頻値を適用した。

また、測定は騒音規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく夜間の時間帯において実施し、測定中に付近から様々な暗騒音（通行人及び自動車等）の影響をなるべく受けない状況下で測定を行った。

② 規制基準

本調査では、各測定地点で規制区域（第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域）が異なるため、それぞれの測定地点に基準値を示す。

(3) 調査結果の概要

① 日本製紙(株)八代工場

当工場から発生する騒音レベルは、前年と同程度であり、7 地点において基準を超過していた。

② (株)興人八代工場

当工場は、地点No.7 を除き基準を下回っていた。

③ メルシャン(株)八代工場

当工場は、すべての地点で基準を下回っていた。

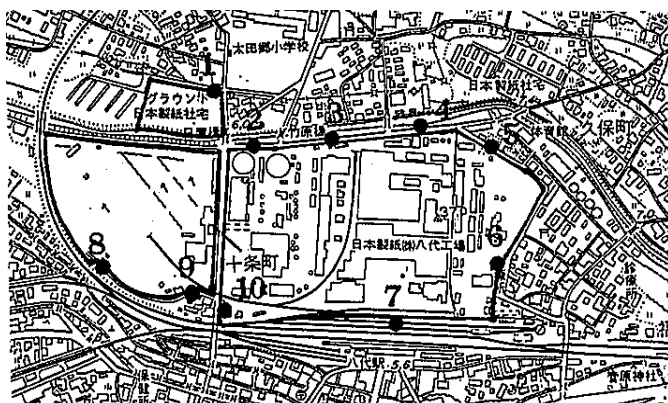
④ コバシ(株)九州事業部

当工場は、規準を超過した地点は 7 地点と昨年度と比べ減少したが、依然として高い数値を示していた。

表－1 測定結果及び調査地点

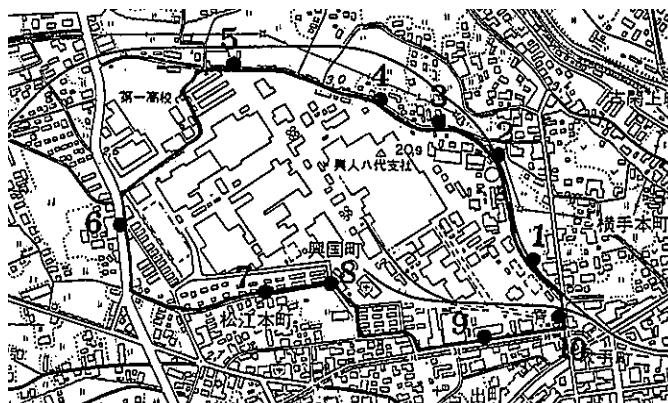
日本製紙（株）八代工場

No	H21	H22	H23	基準値
①	44	48	50	50
②	52	52	52	50
③	52	51	52	50
④	46	45	47	50
⑤	54	51	53	50
⑥	45	49	43	50
⑦	54	55	54	50
⑧	53	56	59	50
⑨	57	60	56	50
⑩	61	56	60	50



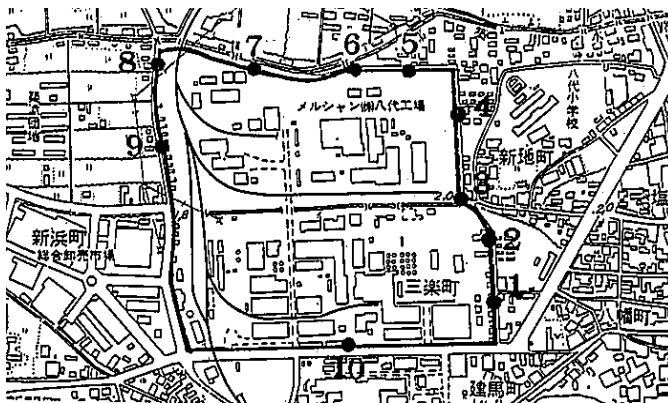
（株）興人八代工場

No	H21	H22	H23	基準値
①	37	40	38	50
②	39	40	41	50
③	43	44	43	50
④	43	42	43	50
⑤	41	—	—	50
⑥	40	41	42	50
⑦	45	47	48	45
⑧	42	49	49	50
⑨	46	44	43	50
⑩	40	44	41	50



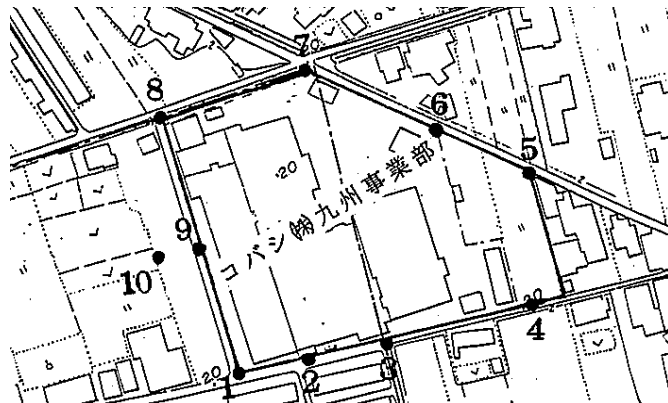
メルシャン（株）八代工場

No	H21	H22	H23	基準値
①	40	41	40	45
②	36	41	35	45
③	43	44	42	50
④	45	46	45	50
⑤	44	46	50	50
⑥	48	46	49	50
⑦	47	47	49	50
⑧	44	46	45	50
⑨	43	43	44	50
⑩	46	47	43	60



コバシ（株）九州事業部

No	H21	H22	H23	基準値
①	53	53	54	50
②	58	58	58	50
③	64	63	63	50
④	55	53	63	50
⑤	50	58	44	50
⑥	61	56	56	50
⑦	58	56	50	50
⑧	55	53	59	50
⑨	56	52	56	50
⑩	52	48	50	50



* 単位：dB(A)（デシベル）

* ゴシック体の数値は規制基準を超えたもの

2. 自動車騒音調査

(1) 調査地点等

	道路名	測定地点名	地域区分	車線	測定年月日
1	市道麦島線	古城町 2259 (麦島公民館前)	B	2	H24. 1. 10～11
2	国道 3 号線下り	日奈久塩南町甲 12-5 付近 (日奈久記念碑前)	C	2	H24. 1. 11～12
3	国道 3 号線下り	上片町 1630-1 (南九州マツダ八代店前)	C	4	H24. 2. 29～3. 1
4	県道 14 号線下り (八代・鏡・宇土線)	毘舎丸町 10 付近 (横手班消防車車庫前)	C	4	H24. 3. 7～8
5	県道八代港線上り	長田町 3300 付近 (有園義肢(株)前)	B	4	H24. 3. 12～13
6	県道八代港線下り	田中町 552-1 付近 (熊本県建築労働組合八代支店前)	B	4	H24. 3. 14～15
7	県道 14 号線下り (八代・鏡・宇土線)	海士江町 3220 付近 (海士江団地集会所前)	B	2	H24. 1. 17～18
8	県道 14 号線上り (八代・鏡・宇土線)	鏡町内田 525-2 付近 (シャディサラダ館八代鏡店前)	C	2	H24. 2. 20～21
9	県道 14 号線下り (八代・鏡・宇土線)	千丁町大牟田 2618 (救護施設千草寮前)	C	2	H24. 1. 30～31
10	国道 219 号線下り	坂本町西部ろ 1123 付近 (坂本町今泉)	C	2	H24. 1. 12～13

(2) 調査方法等

① 測定値

騒音の測定は、建築物がある場合は、建築物から 1 メートル以上離れた地点で、建築物がない場合は、道路端と歩道の境界線上で実施した。集音マイクについては、地上面から約 1.2m の高さに設置した。

測定データは、5 分毎の等価騒音レベル (Leq) を 24 時間連続でサンプリングし、各時間帯 (昼間、夜間) の等価騒音レベル (Leq) を算出した。

② 環境基準

本調査では、各調査地点で地域の区分 (A 地域、B 地域又は C 地域) が異なるため、測定地点毎に基準値を記している。

(3) 調査結果の概要

各測定地点における騒音レベルは、前年度と概ね同程度であったが、No.1 麦島公民館前、No.3 南九州マツダ八代店前、No.10 今泉公民館前で低減していた。

なお、環境基準、要請限度とも測定及び評価方法が異なるため、本調査結果の評価については参考値として比較することとする。

環境基準については、全 10 調査地点のうち、昼間の時間帯において 6 地点、夜間の時間帯において 4 地点で基準を超過した。なお、要請限度を超える地点はなかった。

時 間 帯 測定結果 測定地点	昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)				夜間 (午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで)			
	環境 基準	要請 限度	H22 測定値	H23 測定値	環境 基準	要請 限度	H22 測定値	H23 測定値
1. 麦島公民館前	65	75	69	66	60	70	62	57
2. 日奈久記念碑前	70	75	72	72	65	70	67	70
3. 南九州マツダ八代店前	70	75	76	72	65	70	73	69
4. 横手班消防車車庫前	70	75	71	71	65	70	63	65
5. 有園義肢(株)前	70	75	73	72	65	70	65	66
6. 熊本県建築労働組合八代支店前	70	75	70	71	65	70	63	65
7. 海士江団地集会所前	70	75	71	69	65	70	65	64
8. シャティイサラダ館八代鏡店前	70	75	68	70	65	70	64	68
9. 救護施設千草寮前	70	75	68	69	65	70	65	65
10. 今泉公民館前	70	75	71	67	65	70	66	64

[単位：デシベル (d B)]

(備考) 1 測定値は等価騒音レベル (Leq)。

2 ゴシック体 (太字) は環境基準を超過。網掛け  は要請限度の数値より高い値を示したものの。

3. 特定建設作業（騒音・振動）の届出状況

建設作業のうち著しい騒音・振動を発生する作業は、騒音規制法、振動規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例（騒音のみ）により作業実施の届出を義務付けており、これらの特定建設作業には規制基準が設定され、作業の時間帯等にも制限が設けられている。

平成 23 年度届出件数

根拠法令等	特定建設作業の種類	届出件数
騒音規制法	1. くい打ち機等を使用する作業	5
	2. びょう打ち機を使用する作業	0
	3. さく岩機を使用する作業	6
	4. 空気圧縮機を使用する作業	2
	5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
	6. バックホウを使用する作業	0
	7. トラクターショベルを使用する作業	0
	8. ブルトーザーを使用する作業	0
	小 計	13
熊本県生活環境の保全等に関する条例	1. コンクリートカッターを使用する作業	2
	2. 掘削機械を使用する作業	88
	3. 鋼球を使用する作業	0
	小 計	90
振動規制法	1. くい打ち機等を使用する作業	7
	2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
	3. 舗装版破碎機を使用する作業	0
	4. ブレーカーを使用する作業	6
	小 計	13
合 計		116